福利ひろしま

Vol. 318
2025年
9月

目次　Contents.

＜共済組合＞
- 育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付上限額が変わりました ・・・・・・・・・・・・・・2
- 被扶養者の収入限度額が変わります ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 令和７年度器官別検診（レディース、大腸がん）・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 特定保健指導の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- こころとからだのリフレッシュセミナー/アイリスプラン・・・・・・・・・・・・5
- 水分補給と暑さ対策で、熱中症を予防しましょう ・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 御存知ですか？障害年金は、在職中でも支給されます ・・・・・・・・・・・・・7
- 退職者説明会について/職員募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

＜互助組合＞
- 互助組合の福祉事業を御利用ください！ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 令和６年度一般財団法人広島県教育職員互助組合決算の概要 ・・・・・・・・・10

公立学校共済組合広島支部　/　一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514　広島市中区基町９番42号　広島県教育委員会事務局　管理部健康福利課

共済組合ホームページ
https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/

互助組合ホームページ
https://www.gojo.or.jp/

年５回ホームページに掲載　７月・**９月**・11月・１月・３月

特集号　４月冊子発行　ホームページにも掲載

短期給付係
（082）513-4957

育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付上限額が変わりました

雇用保険法に定める額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第 70 条の２、第 70 条の３、第 70 条の４及び第 70 条の５に規定する育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金の給付上限相当額が変更されました。

１　変更内容（給付日額または月額の上限相当額）

（1）育児休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 50%適用の場合	10,697 円	10,984 円
給付率 67%適用の場合　※育児休業開始から 180 日以内	14,334 円	14,718 円

（2）育児休業支援手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 13%適用の場合	2,781 円	2,855 円

（3）介護休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 67%適用の場合	15,778 円	16,207 円

（4）育児時短勤務手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 10%適用の場合	支給限度額 459,000 円 最低限度額 2,295 円	支給限度額 471,393 円 最低限度額 2,411 円

※　育児時短勤務手当金のみ月額。

２　適用時期

令和７年８月１日以降の期間について支給される育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金に適用。

短期給付係
（082）513-4957

被扶養者の収入限度額が変わります

地方公務員等共済組合法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号）の一部改正により、**令和７年 10 月１日以降、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定に係る収入限度額が、年額 150 万円に変更されます。**

今回の変更により、新たに要件を備えた被扶養者がいる組合員は、令和７年 10 月１日以降、速やかに、所属所長を通じて当支部に「被扶養者申告書」等を提出してください。

変更後の収入限度額

	右以外の者	19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）【新規】	障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び 60 歳以上の者
年　　額	130 万円	150 万円	180 万円
月　　額	108,334 円	125,000 円	150,000 円
日　　額	3,612 円	4,167 円	5,000 円

※　月額は年額÷12、日額は年額÷360
※　「19 歳以上 23 歳未満の者」については、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。
※　「60 歳以上の者」については、60 歳の誕生日の前日以降の者をいいます。

健康管理係
（082）513-4956

令和７年度器官別検診（レディース、大腸がん）

器官別検診について、次のとおり実施しますので、是非、御利用ください。

申込方法等、詳細は別途所属所に通知します（レディース検診は９月、大腸がん検診は 10 月の通知を予定しています。）。また、ホームページにも掲載します。

https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/kikannbetukennsinn/index.html

検診項目（実施時期）	検診方法・内容	対象者	自己負担額
レディース検診（令和７年 11 月から令和８年２月）	検診車による巡回検診 乳がん検診、子宮頸がん検診、骨密度検査 ※　会場は、広島市、福山市、廿日市市、尾道市、三原市、三次市、府中市、東広島市 ※　乳がん検診では、40 歳以上の方は「マンモグラフィ」（乳房のＸ線撮影）、39 歳以下の方は「乳腺エコー」（超音波検査）となります。	女性組合員（注１、注２）	550 円
大腸がん検診（令和８年１月）	指定期間内で検診業者への検体郵送による便潜血検査（自宅で採取し、ポストに投函するだけで検査を受けられます。）	41 歳以上の組合員（注１、注２）	550 円

（注１）　人間ドックで上記検診を受診した（予定を含む。）項目について、重複してこの器官別検診を受診することはできません。

（注２）　任意継続組合員及び被扶養者は対象外です。

健康管理係
（082）513-4956

特定保健指導の利用状況

特定健診の結果から、「生活習慣病の発症リスクが高く、かつ生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された方が、特定保健指導の対象者になります。

特定保健指導の対象者は、将来の深刻な病気を予防するために、是非、専門家からのサポートやアドバイスを受けてください（すでに高血圧、糖尿病、脂質異常症の薬を内服している方は除きます。）。

対象者

対象者に選ばれた 40 歳以上 75 歳未満の組合員、被扶養者

費用

当組合の全額負担となります。

種類

区　分	健診結果の状態	特定保健指導の概略
動機付け支援	リスクの出始めた方	1　初回面談 2　３ヶ月以上経過後の状況確認
積極的支援	リスクの高い方	1　初回面談 2　３ヶ月以上の継続的なサポート 3　３ヶ月以上経過後の状況確認

令和５年度健診（R5.4/1 から R6.3/31）結果からの利用状況

（単位：人）

区分	特定健診受診者数	動機付け支援		積極的支援	
		該当者数（該当率）	利用者数（利用率）	該当者数（該当率）	利用者数（利用率）
組合員	14,083	1,222（8.7%）	696（57.0%）	1,046（7.4%）	327（31.3%）
被扶養者	919	58（6.3%）	6（10.3%）	31（3.4%）	4（12.9%）
計	15,002	1,280（8.5%）	702（54.8%）	1,077（7.2%）	331（30.7%）

利用率は、１０～50%程度に止まっています。健全な生活習慣を身につけることで、病気に悩まされることのない生活が期待できますので、是非、御利用ください。

当支部では、特定保健指導の対象者に選ばれた皆様に、自己負担なしで特定保健指導を受診できるよう支援を行っております。

特定保健指導の詳細については、11 月号で詳しく紹介します。

健康管理係
（082）513-4956

こころとからだのリフレッシュセミナー

当組合では、疲れてしまった『こころとからだ』を、元気な状態に戻すことをお手伝いするため、以下の支援を行っております。気分転換に、いかがでしょうか。

詳しくは、当支部 HP を御確認ください。

トップページ> 広島支部トップページ> 厚生サービスを利用する>
健康づくり> こころとからだのリフレッシュセミナー
（https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/kanri/kokorotokarada/index.html）

	オンデマンド配信	対象
9月	コナミスポーツによる『めかたこし(目肩腰)ケア』	組合員 ※ 家族の参加可能 ※ 任意継続組合員を除く
10月	タニタヘルスリンクによる『今日から実践！ヘルシーレシピのコツ』	

国・公・私立学校教職員のための
アイリスプラン

アイリスプランは、
国・公・私立学校教職員のための
経済生活支援事業です。

年金コース

内容が見てすぐ分かる動画があります！！
（財団のホームページからもご覧頂けます）

在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

Point 1 毎月2,000円(2口)から積立てを手軽に始められ、毎年1回、口数を自由に変更できます。次回の募集より、在職中も毎年一時払の取扱いができるようになります。(予定)
※従来の一時払の取扱いは、加入時・退職時のみ

Point 2 予定利率は年1.25%（令和7年4月1日現在）です。
※予定利率は今後変更となる可能性があります。

Point 3 「個年型」(個人年金保険料控除の対象)
「一般型」(一般生命保険料控除の対象)
があり、両方加入も可能です。（動画でも説明しています）
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度です。

Point 1 医療入院コースは、日帰り入院から保障。満90歳まで契約更新できます。

Point 2 日常事故補償コースは、個人賠償※を最高1億円まで補償！
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象となりません。
「自転車保険」としてもご利用いただけます

Point 3 どちらのコースも退職後もご利用いただけます。

募集期間（資料請求受付期間）は、9月上旬～10月下旬にかけてです。
詳細は9月上旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人　教職員生涯福祉財団
年金コースについて記載している内容は令和7年3月更新時点の制度内容です。
ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご確認ください。

承25－企－11（2505）
MY－A－24－LF－009141

水分補給と暑さ対策で
熱中症を予防しましょう

毎年多くの人が病院に搬送され、重症の場合は命の危険にもさらされる熱中症。暦の上では秋ですが、まだまだ油断は禁物です。引き続き、身を守るための生活を実践して、熱中症にかからないようにしましょう。

水分補給をこまめに行い、脱水症を防ぐ

熱中症の大きな原因は、体内の水分・塩分の不足による脱水症状です。**のどが渇いたと感じなくても、こまめに水分をとること**を心がけ、塩飴や梅干しなどで**適度に塩分を補う**ようにしましょう。

熱中症から身を守る生活ポイント

暑さを防ぐ環境を整備し、普段から体調を整えておくことも重要です。

エアコンを上手に利用する

適切にエアコンを利用し、室温を28℃以下、湿度は70％以下に保つ。

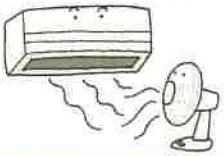

服装にも気を付ける

速乾性が高く通気性がよい服を選び、帽子や日傘で直射日光を防ぐ。

無風状態は要注意

空気が動かないと汗の蒸発が減るので、外出時は扇子やうちわを利用。

食事はしっかりとる

食事は3食欠かさず、ビタミンB_1(*)が多い食品を積極的にとる。

*ビタミンB_1を多く含む食品…豚肉、うなぎ、大豆製品、落花生など。

適度な運動を継続する

日頃から適度な運動習慣を身につけ、汗をかきやすい体質をつくる。

睡眠を十分にとる

睡眠不足にならないようにして、休日もいつもと同じ時間に起床・就寝を。

暑さ指数(WBGT)をチェックして熱中症に警戒を

暑さ指数(WBGT)とは気温や湿度、周辺の熱環境をもとに算出される指標で、**数値が28を超えると熱中症のリスクが高まり、33以上になると予測される場合には「熱中症警戒アラート」が発表**されます。環境省の熱中症予防情報サイトでは、全国の暑さ指数の提供を行っています。

【熱中症予防情報サイト】https://www.wbgt.env.go.jp

こんな症状があったら早めに対処しましょう

体に次のような変化が見られたら熱中症を疑って、すぐに涼しい場所に移動し、水分の補給を。**症状がひどい場合は、早急に医療機関を受診**しましょう。

長期給付係
（082）513-4959

御存知ですか？障害年金は、在職中でも支給されます

障害厚生年金は、病気やけがにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。この障害厚生年金の請求は、**在職中でも退職後でも可能です。**

「障害年金に該当するのでは？」と思われた方は、まずは広島支部の長期給付係に御連絡ください。

次の３つの要件をすべて満たしていますか？

✓ 初診日が一般組合員期間中であること

初診日とは、障害の原因となった病気やけがにより、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日です。

なお、初診日が短期組合員の期間中である場合は、お近くの年金事務所（日本年金機構）に相談してください。

✓ 障害認定日において障害等級１級から３級に該当すること

障害認定日とは、原則、初診日から１年６月を経過した日です。それより前にその病気やけがが治った場合や症状が固定した場合はその日となります。

障害等級の認定基準は、日本年金機構ホームページの「国民年金・厚生年金保険　障害認定基準」を参考にしてください。身体障害者手帳等の等級とは異なりますので御注意ください。

障害認定日後に症状が重くなった場合は、後から請求できる制度（＝事後重症制度）もあります。

✓ 保険料納付要件を満たしていること

障害年金を請求するためには「初診日」の特定が必要です。
初診日がわからない場合は、医療機関に確認するなど、
御自身の病歴や受診歴等を整理することが大切です。

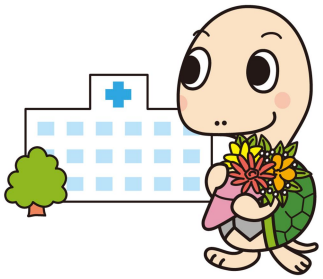

Q　事後重症制度ってなに？

病気やけがによっては、徐々に病状が進行していくものがあるため、障害認定日時点では障害等級に該当していなくても、その後の症状によって障害厚生年金を請求できる制度です。

65 歳の誕生日の前々日までに障害等級１級から３級に該当する障害状態になった場合は、「事後重症請求」により、請求月の翌月分から障害厚生年金が支給されます。

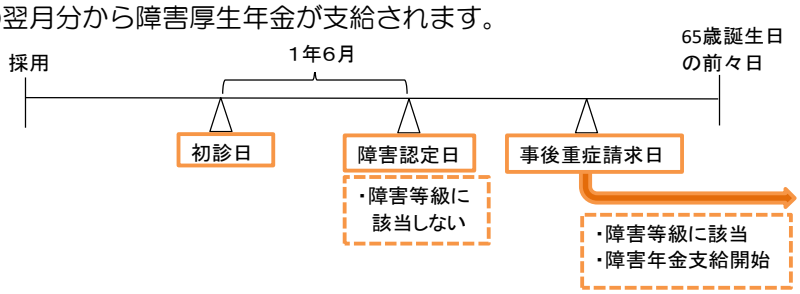

Q　請求したらすぐ認定されるの？

障害年金の請求手続は「障害程度の認定」と「障害年金の請求」の２段階です。請求書類に基づいて、障害審査医が障害程度の認定審査を行います。「障害程度の認定」まで概ね３か月から４か月程度かかり、年金証書の送付や年金の支給まで、さらに３か月程度を要します。

福利調整係
（082）513-4951

退職者説明会について

令和７年度末退職予定者向け

退職説明会の御案内

令和７年度末に退職を予定している方や事務担当者を対象に、退職時に必要となる諸手続きについての説明会を、県内３会場で、計４回開催します。

今年度末で退職を予定されており、参加を希望される方は、都合のよい会場へお越しください。

開 催 日 程 （ 予 定 ）

回　次	日　　時		会　場	内　容
第１回	令和８年１月 19 日（月）	14 時～16 時	三次第３庁舎 102 会議室	・退職後の医療保険制度 ・任意継続組合員制度 ・公的年金制度 ・互助組合に係る手続き ・退職手当
第２回	令和８年１月 21 日（水）	10 時～12 時	県立総合体育館 大会議室	
第３回		14 時～16 時		
第４回	令和８年１月 23 日（金）	14 時～16 時	福山第３庁舎 381・382 会議室	

※　詳細については、令和７年 11 月頃に各所属所長あてに通知します。

福利調整係
（082）513-4951

職員募集について

★受験資格★

年齢：昭和 56 年４月２日以降に生まれた方

学歴：不問。ただし、高校卒業程度の学力を有する方

福利ひろしま第 317 号（７月号）で御案内のとおり、当支部では、令和８年４月１日付け採用の正規職員を募集しています。受験申込期限：９月５日（金）必着。

受験案内は、広島県庁舎、県内の高等学校、ハローワーク等に置いています。

詳しくは、当支部のホームページで御確認ください。（https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/recruit/index.html

互助組合
（082）228-1386

互助組合の福祉事業を御利用ください！

互助組合では、組合員の皆様の生活をサポートするため、次のような福祉事業を実施しています。該当された場合は、各申請書等様式により当組合へ申請してください。

組合員本人や配偶者が出産されたときは　「育児サポート事業」

組合員又は組合員の配偶者が出産した際、御希望の方に、月刊育児誌『赤ちゃんと！』（１年間 12 冊）と「お医者さんにかかるまで」（初回１冊）を御自宅にお送りします。

扶養認定されていない配偶者も対象になります。

病気休暇、療養又は休職をとられたときは　「長期療養者見舞金」

傷病のため３か月以上病気休暇、療養又は休職を取得した場合に１万円を給付します。

※　病気休暇等の期間中１回の給付で、１会計年度１回を限度とします。

被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは　「被扶養配偶者人間ドック助成」

令和７年度中に次の該当年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用（オプション検査等を除く健診費用が３万円を超えている場合）のうち、３万円を限度として助成します。

【該当年齢】

４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳

傷病等で補装具を装着されたときは　「義肢等製作費助成」

組合員が、傷病、事故等により必要になった補装具を装着したときの購入費用、又は修繕費用を１会計年度につき 100,000 円まで実費の範囲内で助成します。

【対象豫なる装具】

義手、義足、義眼、車いす、松葉杖、人工乳房

★各申請書等様式は、互助組合ホームページからダウンロードしてください（https://www.gojo.or.jp）。

互助組合
（082）228-1386

令和６年度一般財団法人広島県教育職員互助組合決算の概要

互助組合は、組合員の掛金及び運用収益を財源として各事業を行っています。令和６年度は、前年度と同様の事業を実施し、令和７年６月９日に理事会、６月 30 日に評議員会が開催され、「令和６年度事業執行報告及び決算」が原案のとおり承認されました。

組合員数の状況（令和７年３月末）

（単位：人）

前年度と比べ、県費組合員は 66 人増加、市町費等組合員は広島市費組合員の退職等により 102 人減少しました。

県費組合員	市町費等組合員	合　計
14,249	2,853	17,102

給付事業、福祉事業、公益事業（一般会計）

給付事業は、病気、介護休暇、死亡、出産等に対する給付、福祉事業は、リフレッシュ給付金、人間ドック助成等の事業、公益事業は県立図書館へ児童図書寄贈等の事業です。令和６年度の事業総額は、インフルエンザ流行の影響などもあり医療給付が増加したもののほぼ例年どおりで、引き続き健全な財政状況を維持していける見込です。一般会計の収入及び支出は次のとおりです。

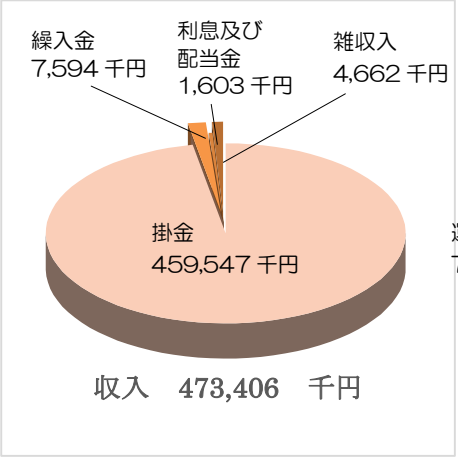

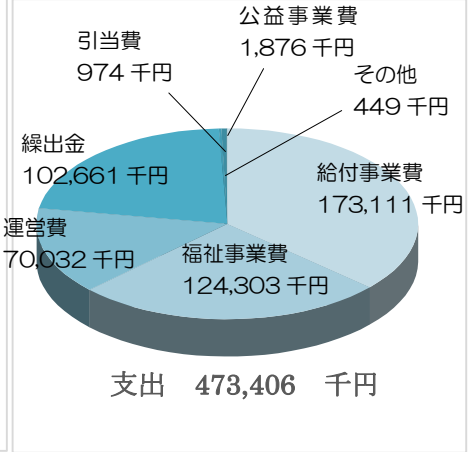

貸付事業（貸付金特別会計）

互助組合の貸付利率は、令和５年１月から年利 0.9%で実施しています。貸付の申込は近年減少が続いておりましたが、令和６年度は前年度より 47 件 82,600 千円の増額となりました。令和６年度末時点における貸付総件数及び総額は、862 件 1,383,500 千円となっており、令和６年度の貸付申込件数及び新規貸付金額は次のとおりです。

区分	件数	金額（千円）
一般資金	191	331,800
特別資金	20	20,000
合　計	211	351,800

退会給付金事業（退職準備資金積立特別会計、退職医療給付特別会計）

互助組合では、退職等に伴い退会されたときに３種類の退会給付金（特別退職給付金、生涯福祉給付金、特別返還金）を支給しています。これらの給付金は、現職中に納入していただいた一般掛金（平成 15 年度まで納入）、生涯福祉掛金及び退職医療掛金の総額相当額から一部を控除した金額を支給しています。令和５年度末に定年延長により定年退職がなかったことから、令和６年度の給付件数及び給付金額は前年度より 1,330 件 317,723 千円減少し、次のとおりです。

区分	件数	金額（千円）
特別退職給付金	208	79,958
生涯福祉給付金	705	66,658
特別返還金	708	84,064
合　計	1,621	230,680